

# 国民健康保険税の通知を送ります

【税額について】税務課 諸税管理係(1階 8番窓口) ☎561-2308、FAX561-2479  
 【税率改正について】保険年金課(1階 7番窓口) ☎561-2366、FAX561-2480

国民健康保険税の納税通知書は、6月11日(水)に発送します。納付方法や特別徴収の開始月などを記載しています。

市の国民健康保険税は、被保険者の皆さんの負担軽減のため、基金を活用することで「医療保険分」は平成27(2015)年度の引き下げ以降、「後期高齢者支援分」と「介護保険分」は平成30(2018)年度の引き下げ以降、税率を据え置いてきました。しかし、被保険者数の減少により国民健康保険税の収入は減少傾向にあり、また、医療の高度化などにより、1人当たりの医療費は増加傾向にあるため、年々、国民

健康保険事業の財政運営が厳しくなり、基金残高が減少してきました。今年度は、改正前の税率のままでは残りの基金を活用しても、約3億700万円の収支不足になる見込みのため、税率を改正しました。

安定的で持続可能な国民健康保険の運営を行い、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

区分	医療保険分(0~74歳)	後期高齢者支援分(0~74歳)	介護保険分(40~64歳)
①所得割	(前年の所得-43万円)×6.9%	(前年の所得-43万円)×2.7%	(前年の所得-43万円)×2.4%
②均等割 (被保険者一人につき)	29,000円	11,200円	11,500円
③平等割 (一世帯につき)	19,000円	7,300円	6,100円
賦課限度額	66万円	26万円	17万円
[医療保険分①+②+③の計]+[後期高齢者支援分①+②+③の計]+[介護保険分①+②+③の計] = 1年間の国民健康保険税			

※国民健康保険では、一人一人が被保険者ですが、世帯主が納税義務者になります。世帯主本人が他の健康保険に加入しているなど、国民健康保険加入者でない場合でも、納税義務者となります(「擬制世帯主」といいます。擬制世帯主の所得は所得割には含みません)

### ●所得が一定基準以下の世帯への軽減制度

所得が一定基準以下の世帯には、均等割額と平等割額を、所得要件に応じて7割・5割・2割軽減します(所得申告をしていない人は、所得申告が必要な場合あり)。

### ●後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減制度

国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険加入者が1人になる世帯は、5年間平等割額を半額に軽減します。5年を経過した後は、平等割額の4分の1軽減を、3年間継続します。

### ●非自発的失業者の軽減制度

会社の倒産・解雇や雇止めなどの離職により、国民健康保険に加入した場合、国民健康保険税が軽減される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

### ●未就学児の軽減制度

未就学児の均等割額は、5割軽減します。軽減対象世帯の未就学児の場合は、7割・5割・2割の軽減適用後からさらに5割軽減します。

### ●産前産後期間の軽減制度

出産被保険者の産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が、年額から減額されます。出産予定日の6カ月前から届出ができます。

### ●減免制度

納税義務者(世帯主)と世帯の国民健康保険加入者が、さまざまな事情で国民健康保険税の納付が困難になったときは、納期限までに申請すると、その後の納期分の減額や免除を受けられることがあります。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

### ●特別徴収(年金からの引き去り)

世帯内の国民健康保険の加入者全員が65~74歳で、年金が年額18万円以上の方は、年金からの引き去りの対象になります。対象の人には、納税通知書でお知らせします。

# はしかわ市長の だいすき!くさつ



共食でおいしく元気に

6月は食育月間です。食育とは、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができ、人を育てるものです。

市では、健康都市づくりの取り組みの一環として、クックパッド公式キッチン「草津・たび丸Kitchen」でのレシピの掲載や、昨年度には「食と運動プロジェクト」として、市内の飲食店での野菜が120g以上入った「ベジランチ・ベジディナー」の提供を行いました。また、学校給食での地場産物を使った献立、減塩給食の実施など、食育の推進に取り組んでいます。

昨年度は、市制施行70周年事業として、記念給食を実施しました。子どもたちが食の大切さを学び、市の農作物や農業に携わる方々に関心を持ち、郷土愛を育めるよう、市立中学校の生徒に、草津市産の食材を使用したメニューを考えてもらいました。

各中学校では、メニューの考案にあたり出張授業などを行い、地元食材の特徴や栄養バランス、給食として提供する上でのポイントなどを学びました。採用されたメニューは「近江牛コロッケ」

「愛彩菜ナムル」「ピリ辛豆乳麻婆豆腐」(ごはん、牛乳。さらには、市制施行70周年記念ロゴ入りの近江米ムースも添えられました。私も草津小学校で、子どもたちと一緒に記念給食を味わいました。子どもたちが「おいしいね」と言い合いながら、もりもりと食べている姿を見て、ふと、コロナ禍での「黙食」を思い出し、みんなで幸せな思いを共有しながら、楽しく食事をいただくことの大切さを改めて感じました。

食育では「共食」も大切といわれています。「共食」とは、家族や友人と食卓を囲んで共に食べることです。コロナ禍では、イベント時の飲食ブースの出店はほとんどできませんでしたが、今年4月に開催した宿場まつりでは、たくさんの方のキッチンカーや飲食ブースが出店して、賑わいを見せました。今後も、飲食を楽しんでいただけるイベントなども多数開催いたしますので、ぜひご家族や友人と参加して、一緒に楽しんでいただければと思います。

食事は、生きていく上で必要不可欠なものです。忙しい毎日の中でも、つい疎かになってしまいうこともあるかと思いますが、この食育月間の機会に、ぜひご自身の食についてお考えいただければ幸いです。

## 住まいの耐震、大丈夫ですか？

もしもに備えて、気軽にご相談ください。

申・問 建築政策課(4階) ☎561-2378、FAX561-2486

### 木造住宅の耐震診断・耐震改修

昭和56(1981)年5月31日以前に建築された(旧耐震基準)木造住宅が対象です。

- 無料耐震診断  
2階建て以下(軸組工法に限る)、延べ床面積300㎡以下の住宅に、県木造住宅耐震診断員を派遣
- 無料耐震補強概算費用算出  
耐震診断の結果により、補強計画案の一例の作成と概算費用の見積もり
- 耐震シェルター等設置補助金  
耐震診断の結果により、住宅内に耐震シェルターや防災ベッドを設置する費用の一部を補助(最大20万円)  
※工事着手前に協議・申請要  
※予算がなくなり次第、終了します



### 震災時の避難経路を確保

- 危険木造建築物解体費補助金  
狭い道路に面する、旧耐震基準の木造建築物の解体費用の一部を補助(最大20万円)  
※工事着手前に協議・申請要  
※来年3月中旬までに、工事完了が必要
- ブロック塀等改修促進補助金(道路に面するもの)  
地震で倒壊し、避難に支障の恐れがあるものの撤去と改修費用の一部を補助(4m未満の道路の場合、道路後退が必要)  
※工事着手前に協議・申請要  
※12月上旬までに、工事完了が必要  
※予算がなくなり次第、終了します

